

那覇浄化センター
消化ガス発電設備整備事業

優先交渉権者選定基準

令和7年8月

沖縄県

1. はじめに

本書は、沖縄県（以下「県」という。）が実施する那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業（以下「本事業」という。）について、公募型プロポーザル方式により行う優先交渉権者の特定にあたって実施する評価の方法と基準を定めたものであり、本事業に係る応募者に交付する募集要項等と一体となるものである。

なお、本基準で使用する用語の定義は、募集要項において使用される用語の定義と同じものとする。

2. 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定の手順は以下のとおりとする。

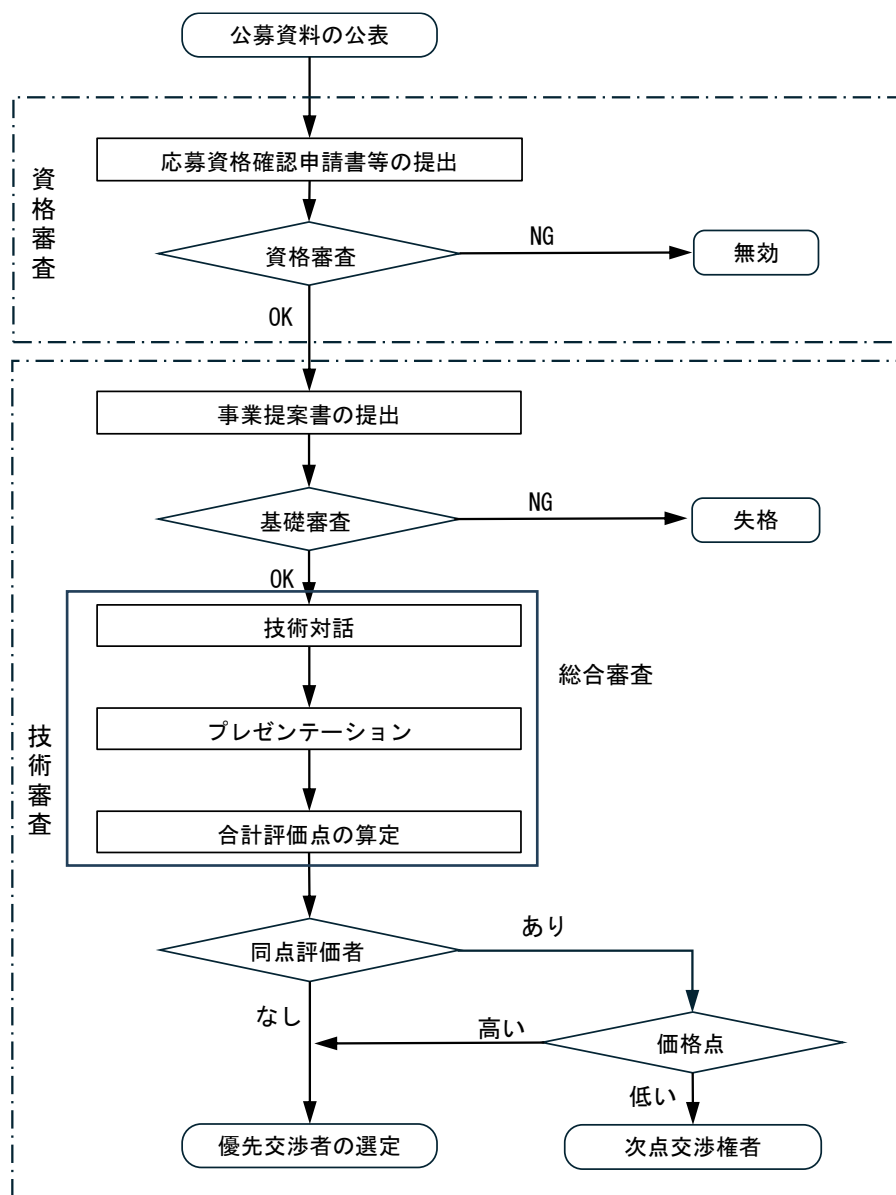


図1 優先交渉権者決定フロー

3. 資格審査

応募者からの参加資格確認申請書等をもとに、参加資格等要件の具備を県において確認する。募集要項の「3-2 応募者の参加資格等」に示す要件を満たしていない応募者は、失格とする。資格審査の結果は、県より書面にて応募者に通知する。

4. 技術審査

(1) 基礎審査

県は、事業提案書に記載された内容が、下表に示す「基礎的事項」の内容を満たしていることを確認する。基礎的事項について、全てが適格と確認された応募者は、総合審査の対象とし、1項目でも満たさないことが確認された応募者は失格とする。

表 4-1 基礎的事項

① 提案書全体について、同一事項に対して2通り以上の提案がないこと、または提案事項間において齟齬や矛盾等がないこと
② 提案書全体について、様式に従った内容となっていること
③ 提案書が要求水準書を満たしていること

(2) 総合審査

総合審査は、提案内容と価格を総合的に審査する総合評価方式により行う。

1) 技術対話

県は、提出された事業提案書の提案内容に関して、技術的な確認を行うことを目的として技術対話を行う。技術対話の具体的な日時、場所等の詳細については、事前に応募者に通知する。

2) プレゼンテーション

「那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業提案評価委員会」（以下「評価委員会」という）は、提案内容について、各応募者からのプレゼンテーションを受ける。このプレゼンテーションは、あくまで提案内容の補足説明、理解を深めることを目的として実施するものであり、このプレゼンテーションを受けて、評価委員は専門的見地から評価を行う。

プレゼンテーションの具体的な日時、場所等の詳細については、事前に応募者に通知する。

3) 技術提案内容に関する評価点

事業提案書の評価では、評価委員において、各提案内容を別紙に示す各評価項目により評価、採点する。また、各評価項目の評価点の付与は次のとおり行う。

a 定性評価

下表に示す段階評価で内容評価点を付与する。

表 4-2 定性評価の評価段階

評価	評価内容	採点基準
A	非常に優れている	配点×1.00
B	A と C の中間	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	C と E の中間	配点×0.25
E	要求水準と同等である	配点×0.00

b 定量評価

各応募者の提案数値をもとに、別紙に示す評価方法によって内容評価点を付与する。

3) 経済性に関する評価点

経済性に関する事項を 50 点満点とし、以下の式により経済性に関する事項の評価点を付与する。

(価格点：経済性に関する事項の評価点)

$$=50 \text{ 点} \times \text{最も低い提案者の総事業費} / \text{当該応募者の提案に基づく総事業費}$$

5. 合計評価点の算定と優先交渉権者の特定

県は、技術点と評価点の合計評価点を算定し、合計評価点が最も高い応募者を優先交渉権者として特定する。なお、合計評価点が同点の応募者が 2 人以上あるときは、価格評価点が高い者を優先交渉権者とするが、さらにこれも同点の場合は、くじ引きにより特定する。県は、優先交渉権者と基本協定を締結する。なお、くじ引きによる場合の方法は対象となる応募者に別途通知する。

合計評価点は以下の式により算定を行う。

$\text{合計評価点 (100 点満点)} = \text{技術評価点 (50 点満点)} + \text{価格評価点 (50 点満点)}$
--

【別紙】評価点の評価項目及び配点

区分	評価項目		評価	評価内容	評価点
	大項目	中項目			
技術点 (50点)	企業 の 能力 等	①企業実績	定量	発電設備の施工実績及び維持管理実績について評価する。 【算定式】施工実績点＋維持管理実績点 (1) 施工実績点 ・下水道事業における発電設備の施工実績を有する場合 (2.5点) ・他公共事業又は民間事業における発電設備の施工実績を有する場合 (1.5点) (2) 維持管理実績点 ・下水道事業における発電設備の維持管理実績を有する場合 (2.5点) ・他公共事業又は民間事業における発電設備の維持管理実績を有する場合 (1.5点)	5.0 点
		施工計画	②工期短縮	定量	事業者選定後の契約締結から供用開始までの提案工期に関して、県が想定する標準工期(30ヵ月)に対する削減月数を評価する。 【算定式】評価点(点)×(30ヵ月－提案工期(月))／(30ヵ月－最も短い提案工期(月)) ※30ヶ月を上回る提案は0点とする。
	企業 の 高度 な 技術 力	③消化ガス有効利用率	定量	那覇浄化センターで発生した消化ガス量のうち、消化ガス発電施設で使用された有効利用率(％)を評価する。 【算定式】評価点(点)×(提案有効利用率－95)／(最も高い提案有効利用率－95) ここに、 ・有効利用率(％)＝消化ガス発電使用量(Nm3/年)／消化ガス利用可能量(Nm3/年)×100 ※消化ガスの発電使用量及び利用可能ガス量は、事業期間中の平均値で評価する。 ・95：実績における消化ガス有効利用率(％)を表す。 ※95％を下回る提案は0点とする。	5.0 点
		④温室効果ガス排出量の削減効果	定量	消化ガス発電電力の場内利用による温室効果ガス排出量の削減量(t-CO2/年)から、消化ガス発電施設の運転に伴い排出される電力由来及び燃料由来の温室効果ガス排出量[t-CO2/年]を差し引いた値を温室効果ガス排出量の削減効果として評価する。 【算定式】評価点(点)×(提案CO2削減量－5,600)／(最も多いCO2削減量－5,600) ここに、 ・CO2削減量(t-CO2/年)＝発電電力の利用によるCO2削減量 －消化ガス発電設備の運転に伴うCO2排出量 ・5,600：既設発電設備(No.1～4の合計)によるCO2削減実績(t-CO2/年) ※5,600t-CO2/年を下回る提案は0点とする。	5.0 点
		⑤施設の安定運転	定性	発電設備の運転操作監視、日常点検等は県が実施するため、発電設備を安定的に運転するための施設設計上の工夫や保守点検における対策、維持管理の効率化に配慮した施設配置等の工夫に関する提案を評価する。	10.0 点
		⑥危機管理対策	定性	災害や突発的な故障等の非常時における緊急体制・対応方法、故障した設備の早期復旧に向けた危機管理対策における提案を評価する。	5.0 点
		⑦地元貢献	定性	本事業の実施に関して、地元企業による本事業の関与や地元雇用促進に繋がる提案内容等について評価する。	5.0 点
	その他	⑧要求水準項目以上の提案	定性	本事業の実施に関して、想定する事業範囲外の有効な提案、長期的な事業実施に関する提案等の県が要求する水準以上の提案があった場合に、加点点評価する。	10.0 点
価格点 (50点)	⑨経済性(総事業費)		定量	本事業の設計・建設に係る提案価格(百万円)、本施設の運用に必要なユーティリティ及び保守点検に係る提案価格(百万円)の合計から電力削減費(百万円)を差し引いた額を総事業費(百万円)とし、次式により評価点を算定する。 【算定式】評価点(点)×最も低い総事業費／当該応募者の提案に基づく総事業費 ここに、 ・総事業費(百万円)＝設計・建設費に係る提案価格(百万円) ＋ユーティリティ・保守点検に係る提案価格(百万円) －電力削減費(百万円) ・電力削減費(百万円)＝提案発電電力量(kWh)×電力単価(円/kWh) ※事業者による提案期間中の費用により評価する。	50.0 点
合計点					100.0 点